

平成 21 年第 4 回与論町議会臨時会

# 与論町議会会議録

平成 21 年 10 月 23 日

与 論 町 議 会

# 平成 21 年第 4 回与論町議会臨時会

第 1 日

平成 21 年 10 月 23 日

**平成21年第4回与論町議会臨時会会議録**  
平成21年10月23日（金曜日）午後3時20分開会

1 議事日程（第1号）

開議の宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第46号 平成21年度与論町一般会計補正予算（第5号）

第4 議案第47号 平成21年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）

第5 議案第48号 業務委託契約の変更について（与論町地域情報通信基盤整備  
推進交付金事業）

第6 承認第3号 専決処分の承認を求めるについて（平成18年（ワ）第  
275号境界確定等請求事件の和解について）

2 出席議員（12人）

|     |    |    |   |     |    |     |   |
|-----|----|----|---|-----|----|-----|---|
| 1番  | 川村 | 武俊 | 君 | 2番  | 林  | 隆寿  | 君 |
| 3番  | 供利 | 泰伸 | 君 | 4番  | 福地 | 元一郎 | 君 |
| 5番  | 喜山 | 康三 | 君 | 6番  | 本畠 | 敏雄  | 君 |
| 7番  | 坂元 | 克英 | 君 | 8番  | 喜村 | 政吉  | 君 |
| 9番  | 野口 | 靖夫 | 君 | 10番 | 麓  | 才良  | 君 |
| 11番 | 大田 | 英勝 | 君 | 12番 | 町田 | 末吉  | 君 |

3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため議場に出席した者の職氏名（4人）

|      |      |   |         |      |   |
|------|------|---|---------|------|---|
| 町長   | 南政吾  | 君 | 総務企画課長  | 元井勝彦 | 君 |
| 建設課長 | 高田豊繁 | 君 | 総務企画課主事 | 堀田哲也 | 君 |

5 職務のため出席した事務局職員（2人）

|      |      |   |    |     |   |
|------|------|---|----|-----|---|
| 事務局長 | 川畠義谷 | 君 | 書記 | 林孝徳 | 君 |
|------|------|---|----|-----|---|

開会 午後3時20分

議長（町田末吉君） ただいまから、平成21年第4回与論町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

**日程第1 会議録署名議員の指名**

議長（町田末吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番川村武俊君、6番本畠敏雄君を、指名します。

**日程第2 会期の決定**

議長（町田末吉君） 日程第2、会期決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

**日程第3 議案第46号 平成21年度与論町一般会計補正予算（第5号）**

議長（町田末吉君） 日程第3、議案第46号、平成21年度与論町一般会計補正予算（第5号）を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（南政吾君） 議案第46号、平成21年度与論町一般会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

補正予算の歳入につきましては諸収入3,650万円、地方交付税957万5千円、ヨロン島サンゴ礁基金繰入金30万円が増額となっております。次に、歳出予算の主な内容といたしましては、地域活性化・経済危機対策費800万円、と畜場特別会計繰出金145万円、道路橋梁総務費2,047万7千円、庁舎建設基金費1,559万3千円が増額となっており、歳入歳出予算にそれぞれ4,637万5千円を追加し、予算総額39億867万8千円となっております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

議長（町田末吉君） 7番。

7番（坂元克英君） 今、一般会計補正予算を提示されましたけれども。そして、その説明をいただきました。その中で今回の補正収入で、諸収入が主な予算であります。しかし、雑入で建物等移転補償料として、3,650万円を歳入されておりますが、まず、第1点として、この建物を移転しなければならない理由を町長にお伺いしたいと思います。

議長（町田末吉君） 総務企画課長。

**総務企画課長（元井勝彦君）** お答えします。特定交通安全施設等整備事業（与論島循環線）が今度通りまして、その関係でそこにあります農協の倉庫と、それから乾繭場等々の移転が必要となりまして、この金額を計上しております。その補償費でございます。お願いいいたします。

**議長（町田末吉君）** これで、質疑を終わります。

**議長（町田末吉君）** お諮りします。議案第46号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長（町田末吉君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（町田末吉君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第46号、平成21年度与論町一般会計補正予算（第5号）を、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長（町田末吉君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、平成21年度与論町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第47号 平成21年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）

**議長（町田末吉君）** 日程第4、議案第47号、平成21年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

**町長（南 政吾君）** 議案第47号、平成21年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

補正予算の歳入につきましては、一般会計からの繰入金145万円、歳出総務費と畜場用蒸気ボイラー備品購入費として、145万円を計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

**議長（町田末吉君）** 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

**議長（町田末吉君）** これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第47号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長（町田末吉君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号、平成21年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）を、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、平成21年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第48号 業務委託契約の変更について（与論町地域情報通信基盤整備推進交付金事業）

議長（町田末吉君） 日程第5、議案第48号、業務委託契約の変更について（与論町地域情報通信基盤整備推進交付金事業）を、議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（南 政吾君） 議案第48号、業務委託契約の変更について（与論町地域情報通信基盤整備推進交付金事業）について、提案理由を申し上げます。

与論町地域情報通信基盤整備推進交付金事業に係わる光ファイバーケーブル敷設工事の施工に当たり、加入申込者の追加等による宅内引込工事等の変更に伴う工程見直しと、電柱添架申請における不許可等によるルート変更が生じ、これに伴う基本設計の見直しによる工事費の増額について、変更契約を締結するものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 契約金額の増加ということで、加入者が多いということで、非常にいいことではないかと思いますけれど。これで、何件くらいの加入見込みになっておりますでしょうか。

議長（町田末吉君） 総務企画課長。

総務企画課長（元井勝彦君） お答えします。一般家庭がですね、これが、766件です。それと町営住宅の方が78件。それから県営住宅、高校の住宅でございますが、それが、23件等々でございまして、合計して870件ぐらいですかね、となっております。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） この金額増加によって何件の増加が見込まれたか、ということですけれど。当初計画から金額が伸びていますよね。その伸びた分で何件加入者が増えたかということですけれど。

総務企画課長（元井勝彦君） 当初750件を見込んでおりましたので、120件です。

議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第48号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号、業務委託契約の変更について（与論町地域情報通信基盤整備推進交付金事業）を、採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、業務委託契約の変更について（与論町地域情報通信基盤整備推進交付金事業）は、可決されました。

---

#### 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めるについて（平成18年（ワ）第275号境界確定等請求事件の和解について）

議長（町田末吉君） 日程第6、承認第3号、専決処分の承認を求めるについて（平成18年（ワ）第275号境界確定等請求事件の和解について）を、議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（南 政吾君） 承認第3号、専決処分の承認を求めるについて（平成18年（ワ）第275号境界確定等請求事件の和解について）、提案理由を申し上げます。

平成18年（ワ）第275号境界確定等請求事件につきましては、和解による解決を図ることとし、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 今回のこの事件については、和解ということで全協の方でも説明を受けたのですが、和解に至った理由について御説明をお願いします。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 和解に至った経緯については、非常に紆余曲折あったわけありますが、和解をしようという理由について申し上げたいと思います。

実は、町当局が裁判に控訴されまして、筆界の問題について筆界を求めるということで控訴されたわけでありますが、私どもとしては、被告という立場で裁判を、和田弁護士事務所の蓑毛先生をお願いして、対応をしてきたわけであ

ります。その経緯の中で、筆界の確定についての訴訟は、両方の原告及び被告の言い分の証拠が無いと、認められる部分が非常に少ないとということで、裁判で取り上げるのは非常に困難であるということで裁判所の方から却下されたわけであります。その結果、今度は所有権の問題で告訴されたわけでありますけれども、そのことについては所有権の確定までは、判決までは至っていないときに和解をしたという結果になるわけでありますけれども、仮に被告、町当局が所有権の勝訴をしたということになった場合を想定して考えても、前の事例と同じように、観光ホテルの前の土地でございますが、勝訴しても登記ができないということで、筆界までやらないと、判決をもらわないとできないということで、じゃあ、登記をするにはどうしたらいいかということでいろいろ弁護士の先生にも聞いたり、裁判所の方にも聞いていただいたりしたわけですが、和解しかないということで、結局和解によって登記をしたいということで、途中から交渉を変更し、今までの交渉とは違った角度からの交渉をしたわけであります。その結果、基本的に主張している部分の半分、喧嘩両成敗ということで、半々ということで決着をつけることができたわけであります。その他にもいろいろと問題が提起されたわけでありますけれども、その件については全部お断りをして、そのことは受けるわけにいかないと町の言い分を押し通して、半々ということで和解をしたわけです。以上です。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） それから、当局からいただいた文書の中に、3番に「乙は甲に対し、本件紛争の解決金として金40万円の支払い義務があることを認めている」とありますが、これは、どのような根拠でこの40万円という金額がある、どういうことでこれを認めたか、その理由について説明をお願いします。

議長（町田末吉君） 町長。

町長（南 政吾君） 実は、基本的に半々ということでやったわけでありますが、地形等の関係もございまして、若干相手側の方が多くなっているわけです。それを単価で、税法上の単価よりはちょっと高いわけであります。税の対象としている地価よりは高いわけでありますけれども、相手の方が多かった分を土地代という形で40万円で決着をつけたわけでありますが、文章の中で土地代というのが使えないということで、土地代であっても和解金という名目でしか使えないということでありますと、和解金という名目で載せてあるわけです。以上です。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） これは、あくまでも訴訟という形で進められることですね、町長の今の40万円の件に関しましても、土地の分をこの計算でお支払いすることにしたいということになっておりますが、これではですね、非常に不明瞭というんですか。公明性がないと、きっちとした形にするべきじゃないかということと、これを土地の価格で算出されたということですが、ならば平方メートル当たりいくらの金額で算出されたのか、また金額は今、税ということをおっしゃっていますけれど、工事価格ですか、工事価格でされたんじゃないかなと思いますが。普通、これはやっぱり常識的に商取引というか、普通の一般常識の取引範囲の価格で算定されるべきものであって、この辺の金額についても少し問題があるんじゃないかなと思いますけれど、いかがですか。

議長（町田末吉君） 総務企画課長。

総務企画課長（元井勝彦君） 当初ですね、この金額につきましては、双方でいろいろと弁護士を通してやってまいりました。最終的にはですね、固定資産税の評価ベースが約7,500円程度でございます。平方メートル当たりですね。それを3割増し程度でということで、1万円ということで、弁護士を通した交渉でこの金額になった次第でございます。当初金額につきましては双方で交渉したところでございますが、この時点で妥協したというところです。

議長（町田末吉君） 5番。

5番（喜山康三君） 和解に至った理由とかですね、金額について町長から説明があったわけですが、今までの町と原告との折衝ではですね、いろいろ今まで町長から説明も受けましたけれど、町民や字民の感情としてはですね、これは到底受け入れられないと、私は判断します。是非再度御検討というんですか、新たな形でないと町有財産をどういう形で保全するか、守っていくかということを考えた場合、このような決着の仕方は将来に対して禍根を残すんじゃないかということを言って、私の質問を終わります。

議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。承認第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号、専決処分の承認を求めるについて（平成18年（ワ）第275号境界確定等請求事件の和解について）を、採決します。

この採決は起立によって採決します。

賛成の方の起立をお願いします。

議長（町田末吉君） 起立多数です。

したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めるについて（平成18年（ワ）第275号境界確定等請求事件の和解について）は、承認することに決定しました。

-----  
議長（町田末吉君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第4回与論町議会臨時会を閉会します。

御苦労様でした。

-----  
閉会 午後3時42分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長

与論町議会議員

与論町議会議員